

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ リスク管理の高度化の取組みを評価・検証する際の着眼点の例示</p> <p>イ．・ロ． (略)</p> <p>ハ. <u>主要なリスクは、「自己資本の基本的項目 (Tier I)」(国際統一基準行については普通株式等 Tier 1 資本等の損失吸収力の高い資本) でカバーされるようになっているか。</u></p> <p>ニ．・ホ． (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p>(中略)</p> | <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ リスク管理の高度化の取組みを評価・検証する際の着眼点の例示</p> <p>イ．・ロ． (略)</p> <p>ハ. <u>主要なリスクについて、国際統一基準行の場合は普通株式等 Tier 1 資本でカバーし、また、国内基準行の場合は自己資本比率規制上の自己資本 (適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。) でカバーする等、自己資本の損失吸収力の程度も適切に勘案したものとなっているか。</u></p> <p>ニ．・ホ． (略)</p> <p>④ <u>国内基準行については、例えば、リスク資本の配賦等に当たり、その他有価証券評価差額金による影響も適切に勘案する等、自らが抱えるリスクや自己資本の特性等を十分に踏まえた対応を行っているか。</u></p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p>(中略)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>II-2-4 信用リスク</p> <p>II-2-4-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権比率、大口与信（Tier I の 10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額で大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p> <p>(3) (略)</p> | <p>II-2-4 信用リスク</p> <p>II-2-4-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権比率、大口与信（<u>国際統一基準行については Tier 1 資本の額、国内基準行については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）</u>）の 10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額で大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p> <p>(3) (略)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>II-2-5 市場リスク II-2-5-1 意義</p> <p>市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、銀行が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>II-2-5-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① (略)</p> | <p>II-2-5 市場リスク II-2-5-1 意義</p> <p>市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、銀行が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は、<u>当該損失が自己資本比率規制上の自己資本に算入されるか否かにかかわらず</u>、当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>II-2-5-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① (略)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>② アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（イ. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が<u>基本的項目（Tier I）と補完的項目（Tier II）の合計額</u>（国際統一基準行については総自己資本の額）の 20%を超えるもの）に該当する銀行</p> <p>（以下略）</p> <p>（中略）</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-1 法令遵守等</p> <p>II-3-1-5 資本金の額の増加の届出の手続等</p> <p>II-3-1-5-1 意義</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール（注 2）を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>（注 2） 一般的な第三者割当増資のスケジュール</p> | <p>② アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（イ. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が<u>自己資本の額</u>（国際統一基準行については総自己資本の額）の 20%を超えるもの）に該当する銀行</p> <p>（以下略）</p> <p>（中略）</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-1 法令遵守等</p> <p>II-3-1-5 資本金の額の増加の届出の手続等</p> <p>II-3-1-5-1 意義</p> <p>（1）・（3）（略）</p> <p>（4）なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール（注 2）を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>（注 2） 一般的な第三者割当増資のスケジュール</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>①取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議 ②割当先名簿の作成 ③取締役会において、新株発行（条件）決議 ④有価証券届出書の提出 ⑤取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み （注3） 告示第6条第4項若しくは第7条第4項等に定める国際統一基準行又は特別目的会社等が発行するその他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段又は告示第 28 条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券の取扱いについては、主要行等向けの総合的な監督指針を参照のこと。</p> <p>II-3-1-5-2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>（1）銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い 銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求めるとする。 （注1） 負債性のその他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段又は優先出資証券については、銀行法施行規則（以下「施行規則」</p> | <p>①取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議 ②割当先名簿の作成 ③取締役会において、新株発行（条件）決議 ④有価証券届出書の提出 ⑤取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み （注3） 告示第6条第4項又は第7条第4項等に定める国際統一基準行又は特別目的会社等が発行するその他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段の取扱いについては、主要行等向けの総合的な監督指針を参照のこと。</p> <p>II-3-1-5-2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>（1）銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い 銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求めるとする。 （注1） 負債性のその他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段については、銀行法施行規則（以下「施行規則」という。）第35条第1</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>という。)第35条第1項第22号に定める届出 (注2)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基本的な経営姿勢 ② 資本充実の原則の遵守等 ③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止 ④ 商品性の適切な説明等 ⑤ 適正なディスクロージャーの確保 ⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備 <p>(中略)</p> <p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-6 自己資本比率の計算</p> <p>自己資本比率の計算の正確性等については、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(注1) 以下の留意点は、国内基準行について記載している。国際統一基準行については、主要行等向けの総合的な監督指針(Ⅲ-2-1-1-2-2(3)を除く。)を参照すること。</p> <p>(注2) <u>海外特別目的会社が発行する優先出資証券の取扱いについては、主要行等向けの総合的な監督指針を参照すること。</u></p> | <p>項第22号に定める届出 (注2)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基本的な経営姿勢 ② 資本充実の原則の遵守等 ③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止 ④ 商品性の適切な説明等 ⑤ 適正なディスクロージャーの確保 ⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備 <p>(中略)</p> <p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-6 自己資本比率の計算</p> <p>自己資本比率の計算の正確性等については、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(注) 以下の留意点は、国内基準行について記載している。国際統一基準行については、主要行等向けの総合的な監督指針(Ⅲ-2-1-1-2-2(3)を除く。)を参照すること。</p> <p>(削る)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|-------------|
| <p>Ⅲ－４－６－１ 届出書の記載内容のチェック</p> <p><u>施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>（１）劣後債権者の支払い請求権について、破産手続における配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。これに加えて、少なくとも会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力が発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に支払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。</u></p> <p><u>（２）告示第 29 条第 1 項第 3 号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に分配可能額がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。</u></p> <p>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば</p> | <p>(削る)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p><u>当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか（平成 11 年 3 月 1 日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。）。</u></p> <p><u>（3）上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容がある旨の記載があるか。</u></p> <p><u>（4）債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意（バーゼルⅢを除く。）を踏まえ、当局の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか。</u></p> <p><u>なお、事前承認に当たっては、告示及びⅢ-4-6-5に留意するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ-4-6-2 「意図的な保有」控除のためのチェック</u></p> | <p><u>Ⅲ-4-6-1 「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」控除のためのチェック</u></p> |
| <p><u>金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意（バーゼルⅢを除く。）における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第 31 条第 1 項第 1 号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資</u></p> | <p><u>自己資本比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、銀行及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意を踏まえ、告示第 29 条第 4 項等において、銀行及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p><u>本調達手段を保有していると認められる場合</u>（以下「<u>意図的な保有</u>」という。）と規定している。この「<u>意図的な保有</u>」については、<u>当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</u></p> <p><u>(1) 我が国の預金取扱金融機関が借手となる劣後ローンを平成9年7月31日以降供与している場合</u> <u>※この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて「意図的な保有」に該当する。</u></p> <p><u>(2) 劣後ローンを除く他の金融機関の株式その他の資本調達手段を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、平成10年3月31日以降、新たに引き受ける場合</u> <u>※なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。</u></p> <p><u>(注) 「意図的な保有」のうち、「第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合」についてのチェックは、平成11年4月1日以降に資金の払込みが行われた自己資本の調達について行うものとする。</u></p> | <p><u>行又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合</u>（以下「<u>意図的持合</u>」という。）、銀行又は連結子法人等が保有する資本調達手段については、<u>その全額をコア資本に係る調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</u></p> <p><u>(1) 銀行又は連結子法人等が、平成9年7月31日以降、我が国の預金取扱金融機関との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、銀行又は連結子法人等が当該預金取扱金融機関の資本調達手段を保有し、かつ、当該預金取扱金融機関も銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</u></p> <p><u>(2) 銀行又は連結子法人等が、平成24年12月12日以降、他の金融機関等（我が国の預金取扱金融機関を除く。）との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、銀行又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</u> <u>※ したがって、他の金融機関等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合（例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金融機</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|------|---|
| (新設) | <p><u>関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合、また、証券子会社がマーケット・メイキング等の目的で一時的に他の金融機関等の資本調達手段を保有している場合等)は、意図的持合には該当しない。</u></p> <p><u>※※ なお、上記の意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額のほか、同じくコア資本に係る調整項目の額に含まれる少数出資金融機関等の対象普通株式等の額、特定項目に係る 10 パーセント基準超過額又は特定項目に係る 15 パーセント基準超過額の算出に際して、時価評価差額がその他有価証券評価差額金としてその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される対象普通株式等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもってその額とする必要があることに留意する。</u></p> <p><u>Ⅲ－４－６－２ 他の金融機関等向け出資の調整項目に係る除外事由該当性のチェック</u></p> <p><u>告示第 29 条第 9 項第 1 号又は第 41 条第 8 項第 1 号では、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、コア資本に係る調整項目の額を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--------------------------|--|
| | <p><u>この場合において、その存続が極めて困難であると認められるか否かは、銀行による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境その他の事情を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関が含まれる。</u></p> <p><u>(注)したがって、かかる資本調達手段には、預金保険法第 65 条に規定する適格性の認定等に係る同法第 59 条第 2 項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第 1 項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段も含まれる。</u></p> <p><u>また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の種類及び保有額、銀行の資本の状況、銀行が当該資本調達手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情並びに当該発行者と銀行の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から 10 年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。</u></p> <p><u>なお、銀行による承認の申請については、原則として、対象となる資本調達手段の取得と同時又はその直後までに行うことが求められる。</u></p> |
| Ⅲ－４－６－３ 資本の安定性・適格性等のチェック | Ⅲ－４－６－３ 適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段として |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(1) 告示第 28 条第 2 項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示第 28 条第 2 項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する。）。</p> <p>① 『「100 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p> <p>② 資本調達手段の条件には当該資本調達手段の残存期間の間に 1 回を超えるステップ・アップの特約が付されていないか。</p> <p>③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記①の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</p> <p>④ 発行後一定期間経過後にステップ・アップ金利を付す旨の特約等が付されている場合、当該特約等は当該資本調達手段の発行後 10 年目以降に発動されるものとなっているか。</p> <p>(2) 告示第 29 条第 3 項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なもので</p> | <p>の適格性</p> <p>平成 26 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に該当しないものについて、自己資本比率規制上の適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、平成 25 年 11 月 22 日付で金融庁により公表された『「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正』による改正前の本監督指針のⅢ－4－6－3にも留意して行うものとする。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p><u>ある」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</u></p> <p>① <u>契約時から5年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利等を上乗せしていないこと。</u></p> <p>② <u>『「150 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</u></p> <p>③ <u>スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記②の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</u></p> <p><u>(3) 資本調達を行った銀行が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出を行っていないか。</u></p> | |
| <p>Ⅲ-4-6-4 自己資本比率算定に際してのチェック</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 意図的な保有に該当する場合には、貸手金融機関の自己資本の額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。</u></p> | <p>Ⅲ-4-6-4 自己資本比率算定に際してのチェック</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(3) <u>連結財務諸表の作成上、意図的な保有に係る他の金融機関又は金融業務を営む関連法人等（比例連結の簡便法が適用されているものを除く。）に持分法が適用されている場合には、控除すべき資本調達手段の額は、投資原価にそれまで計上された持分法による評価損益の累計額を加減した額となっているか。</u></p> <p>(4) <u>決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合（注）にはリスクアセットの削減効果を認める。</u> なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。 （注） 当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする（ただし、保証等の残存期間が1年以上のものでも、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。）。</p> <p>(5) <u>買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果を認める。</u> ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決</p> | <p>(削る)</p> <p>(2) <u>決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスク・アセットの削減効果を認める。ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合（注）にはリスク・アセットの削減効果を認める。</u> なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記にかかわらずリスク・アセットの削減効果を認めない。 （注） 当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする（ただし、保証等の残存期間が1年以上のものでも、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスク・アセットの削減効果を認めない。）。</p> <p>(3) <u>買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスク・アセットの削減効果を認める。</u> ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。</p> <p>なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。</p> | <p>算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。</p> <p>なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。</p> |
| <p>(6) (略)</p> | <p>(4) (略)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(5) 銀行がその資本調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を当該銀行の子法人等又は関連法人等が取得していないか。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(6) 資本調達手段が金銭以外の財産によって払い込まれている場合には、現物出資財産の価額は適切に算定されており、かつ、かかる払込みがなされることについて監督当局の承認を得ているか。</u></p> |
| <p>Ⅲ-4-6-5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</p> | <p>Ⅲ-4-6-5 銀行の任意による償還又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認</p> |
| <p><u>(1) 施行規則第35条第1項第23号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は施行規則第35条第1項第24号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告</u></p> | <p><u>(1) 施行規則第35条第1項第24号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における株式取得後の自己資本比率がなお十</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p><u>示並びにバーゼル合意（バーゼル III を除く。）及び「自己資本の基本的項目（Tier 1）としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出銀行における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</u></p> <p><u>（2）告示第 29 条第 2 項第 2 号等に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期（中間期を含む。）中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。</u></p> | <p><u>分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</u></p> <p><u>（2）強制転換条項付優先株式の償還又は買戻しを行う場合の「発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同様以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること」への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>当該資本調達手段の償還又は買戻しを行うための資本調達（再調達）が当該償還若しくは買戻し以前に行われているか、又は当該償還若しくは買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、銀行が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、強制転換条項付優先株式の償還又は買戻しを行うために資本調達（再調達）を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額相当額以下の部分については自己資本への算入が認められないことに留意する。</u></p> <p>② <u>当該償還が、専ら当該資本調達手段の保有者の償還への期待に応えるためだけに行われるものではないか。例えば、資本調達（再調達）のた</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>Ⅲ－４－６－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点</p> | <p><u>めに発行される資本調達手段の適用配当率が当該償還される資本調達手段の適用配当率よりも実質的に高いものとなる場合、かかる銀行の配当負担の増加にも拘わらず当該資本調達を行う合理的な理由が認められるか。</u></p> <p><u>③ 資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の配当率が、当該銀行の今後の収益見通し等に照らして、自己資本の健全性を維持しつつ十分に支払可能なものとなっているか。</u></p> <p><u>(3) 平成 26 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に該当しないものに関する期限前償還等の届出受理に際しての確認については、平成 25 年 11 月 22 日付で金融庁により公表された『「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正』による改正前の本監督指針のⅢ－４－６－５にも留意して行うものとする。</u></p> <p>Ⅲ－４－６－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（<u>意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下（２）において同じ。</u>）を控除項目の額（<u>告示第 31 条第 1 項及び第 33 条に規定する控除項目の額をいう。以下（２）において同じ。</u>）に含めず、告示第 32 条第 1 項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスクアセットの額、マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）及びオペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の合計額をいう。以下（２）において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>（注 1）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>（注 2）連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</p> | <p>を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（<u>意図的持合として保有している他の金融機関等の資本調達手段を除く。以下（２）において同じ。</u>）を告示第 29 条第 6 項第 1 号又は第 7 項第 1 号に掲げる額を算出する場合における<u>その他金融機関等に係る対象普通株式等の額及び告示第 76 条の 2 の 3、第 76 条の 4、第 178 条の 2 の 3 又は第 178 条の 4 の規定による信用リスク・アセットの額の算出の対象</u>に含めず、告示第 32 条第 1 項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）及びオペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の合計額をいう。以下（２）において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>（注 1）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>（注 2）連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 上記②ロ.において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、告示第 33 条に定める信用リスクアセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>V-3-7 監督指針の準用</p> <p>V-3-7-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> | <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 上記②ロ.において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、告示第 33 条に定める信用リスク・アセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>⑤ (略)</p> <p><u>Ⅲ-4-6-7 自己資本比率の計算方法の一貫性</u></p> <p><u>例えば告示上の経過措置の適用等、自己資本比率の計算方法に関して銀行に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</u></p> <p>(中略)</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>V-3-7 監督指針の準用</p> <p>V-3-7-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) Ⅲ-4-6において、「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」とあるのは「<u>信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」と、「<u>施行規則第35条第1項第22号</u>」とあるのは「<u>信用金庫法施行規則第100条第1項第25号</u>」と読み替える。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 V-4-8 監督指針の準用 V-4-8-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで(Ⅱ-3-1-5、Ⅱ-3-6-2(15)、Ⅲ-1-1-2(3)及び(4)、Ⅲ-1-2、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-5(1)、(2)及び(3)、<u>Ⅲ-4-6-3(1)</u>、<u>Ⅲ-4-9-2</u>、<u>Ⅲ-4-9-3</u>、<u>Ⅲ-4-11</u>、<u>Ⅲ-4-13</u>、<u>Ⅲ-4-16</u>並びにⅣ-5-2-4を除く。)及び様式・参</p> | <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) Ⅲ-4-6において、「<u>告示</u>」とあるのは「<u>信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」と読み替え、<u>引用条文についても当該基準において対応する条文に読み替えるものとする。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 V-4-8 監督指針の準用 V-4-8-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで(Ⅱ-3-1-5、Ⅱ-3-6-2(15)、Ⅲ-1-1-2(3)及び(4)、Ⅲ-1-2、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-5(1)、(2)及び(3)、<u>Ⅲ-4-9-2</u>、<u>Ⅲ-4-9-3</u>、<u>Ⅲ-4-11</u>、<u>Ⅲ-4-13</u>、<u>Ⅲ-4-16</u>並びにⅣ-5-2-4を除く。)及び様式・参考資料編を準用する。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ－４については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）</p> <p>V－４－８－２</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用協同組合」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) Ⅲ－４－６において、「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」と読み替える。</p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> | <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ－４については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）</p> <p>V－４－８－２</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用協同組合」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) Ⅲ－４－６において、「<u>告示</u>」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」と読み替え、引用条文についても当該基準において対応する条文に読み替えるものとする。</p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(中略)</p> <p>V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係 V-5-6 監督指針の準用 V-5-6-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで (II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、II-4、III-1-1-2 (3) 及び (4)、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、<u>III-4-6-3 (1)</u>、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16 並びに IV-5-2-4 を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-2 を準用することとする。</p> <p>V-5-6-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「労働金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役</p> | <p>(中略)</p> <p>V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係 V-5-6 監督指針の準用 V-5-6-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで (II-3-1-5、II-3-6-2 (15)、II-4、III-1-1-2 (3) 及び (4)、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16 並びに IV-5-2-4 を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-2 を準用することとする。</p> <p>V-5-6-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「労働金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) II-2-1において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「每期（中間期を含む。）」とあるのは「每期（9月末を含む。）」と読み替える。</p> <p>(2) III-4-4において、「決算期末（中間期末を含む。）」とあるのは「決算期末（9月末を含む。）」と読み替える。</p> <p>(3) III-4-6において、「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」と読み替える。</p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> | <p>会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) II-2-1において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「每期（中間期を含む。）」とあるのは「每期（9月末を含む。）」と読み替える。</p> <p>(2) III-4-4において、「決算期末（中間期末を含む。）」とあるのは「決算期末（9月末を含む。）」と読み替える。</p> <p>(3) III-4-6において、「告示」とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」と読み替え、<u>引用条文についても当該基準において対応する条文に読み替えるものとする。</u></p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> |